報告第８号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定により、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を本議会に報告する。

令和８年９月４日

三朝町長 松浦弘幸

１　健全化判断比率

実質赤字比率	－
連結実質赤字比率	－
実質公債費比率（３年平均）	８．３％
将来負担比率	－

２　資金不足比率

温泉配湯事業特別会計	－
水道事業会計	－
下水道事業会計	－